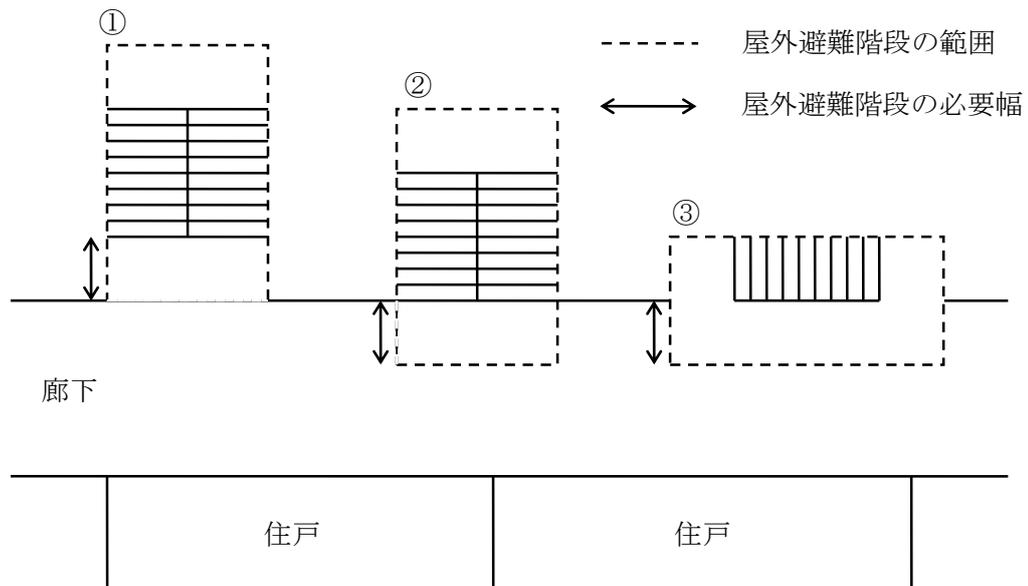


設 備	特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準
	法第 35 条、令第 123 条第 2 項

屋外避難階段の範囲と換気設備やガス機器からの離隔距離

階段の範囲は下図のように取り扱う。



①階段は踊り場を含めて階段とする。

②踊り場が無い場合は、階段の必要幅を廊下部分で踊り場とする。

③廊下部分を回り階段に利用する場合は、階段の必要幅を廊下部分で踊り場とする。

よって換気設備やガス機器からの離隔距離は、階段の範囲の外側からの距離とする。

技術的助言等	
参考資料等	東京都建築設備行政に関する設計・施行上の指針 2003 建築設備設計・施行上の運用指針 2013 ガス機器の設置基準及び実務指針 平成 21 年 7 版 2 刷